

農林振興課からのお知らせ



農業共済事業が南但広域行政事務組合へ移行します

農業共済事業は、平成16年の養父市合併以来、市の業務として市役所農林振興課が業務を行ってききましたが、4月1日から組織が再編成され、「南但広域行政事務組合」として朝来市と事務の共同処理をすることになりました。

◆ 水稲や家畜の損害防止事業がより効果的にできるようになります。

◆ 事業運営の効率化が図られ経費を節減できます。

◆ そのため加入者の皆さんに納めていただく共済掛金が抑制されます。

が、推進活動の内容などは従来どおりです。



事務所はどこ？

新しい事務所は、現在の南但広域行政事務組合が事務所になります。4月1日から当分の間は、朝来市役所南庁舎に事務所を置きます。

▼ 新名称 / 南但広域行政事務組合農業共済事務所、南但建物農機具共済推進協議会

▼ 住所 / 朝来市和田山町和田山372-1

▼ 連絡先 / (☎ 672-5500・670-2535)



なぜ広域化するの？

近年、農業を取りまく環境が変化し、養父市と朝来市の将来の共済資源は、減少していくことが見込まれるようになってきました。

農業共済事業は、昭和63年から養父郡広域事務組合で共同処理を行っていたこともあり、両市では平成19年から、事務の広域化に向けての協議を重ねてきました。

その結果、共済資源を増加させることにより、経営基盤の強化、安定を図ることで農家の保護につなげようと、農業共済事業を広域化することになりました。



南但広域行政事務組合で取り扱う農業共済事業は？

農業共済事業は、加入者が受けた自然災害を補償するため「農業共済補償法」で定められた保険事業です。農作物共済(水稲、麦)と家畜共済(牛、豚)、畑作物共済(大豆)、園芸施設共済(ガラス、プラスチックハウス)、建物共済、農機具共済の6つの保険事業を行います。



広域化のメリットは？

◆ 広域化することにより保険の危険分散ができ、収支の安定が図られます。



不便にならない？

広域化については、養父市と朝来市の両市が連携し、地区担当職員を配置し、広報活動などをより活発に行うことで、より一層皆さんとのつながりを大切にします。



損害評価は？

損害評価員さんや共済連絡員さん(農会長は、従来どおりです)。



建物農機具共済は？

新しく「南但建物農機具共済推進協議会」を設置することになります。

3月31日までの連絡先は

市役所農林振興課
(☎ 664-1451)